

流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託仕様書

1 委託事業名

流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託

2 業務の目的

流山市の外国人観光客誘致促進事業のターゲット国のひとつである台湾の訪日関心層に対し、効果的なプロモーションを実施することで、台湾における本市の認知度向上及び来訪客の増加促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) プロモーションの実施

- ・プロモーション（キャンペーンやイベント等含む。以下同じ）の手法は指定しない。また、プロモーションの数は問わない（1つでも複数でも可）。
- ・流山市の認知度向上にとどまらず、実際の誘客が見込めるプロモーションであること。
- ・流山市のうち、特に流山本町地区（流山1～8丁目及び加五・六丁目）への誘客を促すプロモーションであること。
- ・ターゲット層は台湾の訪日関心層のうち、特に20歳代～40歳代の女性とする。ただし、年代及び性別については、より業務の目的が達成できると考えられる場合には、この限りではない。

(2) プロモーション後の結果分析及び効果検証

- ・実施したプロモーションについてどのような結果や効果が得られたのか、事前に設定したKPIを基に具体的な数値等を用いて結果分析及び効果検証を行い、報告すること。
- ・結果を踏まえて、今後のプロモーションに向けた課題や有益となるプロモーション方法、情報等を提案すること。

(3) 報告書作成

業務完了後、速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、（２）について記載すること。

（４）自由提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。その際、提案内容に応じたKPIを設定すること。

5 成果物の著作権

委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する権利を、引渡しと同時に委託者に無償で譲渡するものとする。

（２）委託者は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意なしに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

（３）受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。

（４）成果物に係る第三者の著作権

受託者は、委託者に対し、成果物及び本契約に基づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保するとともに、第三者との間でこれらの権利に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が委託者の責めに帰すべき事由によることを除き、自らの責任と費用をもって当該紛争の解決に当たらなければならない。

6 見積方法及び支払い方法

見積金額は本業務委託に係る総額（税抜き）を記載することとする。支払いは、業務完了後、一括支払いとする。

7 再委託等の制限

受託者は、受託者が行う業務の全て、あるいは大部分を第三者に委

託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではない。

8 その他留意事項

- (1) プロモーションの企画・実施にかかる費用（人件費、撮影費、印刷費、使用料、体験料等）、プロモーション後の結果分析・効果検証にかかる費用（人件費、使用料等）、報告書作成にかかる費用（人件費等）、一般管理費、その他発注者が認めた本事業の目的達成のために必要な費用を、本業務の委託料に含む経費とする。また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に務めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、委託者と協議し対応するものとする。

9 本仕様に係る問い合わせ

270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所経済振興部

流山本町・利根運河ツーリズム推進課ツーリズム推進係

電話：04-7168-1047

F A X : 0 4 - 7 1 5 8 - 5 8 4 0

メー ル : tourism@city.nagareayama.chiba.jp